

◆子ども・子育て新システム

衆議院において子ども・子育て関連3法案が可決される 特別委員会において6項目の附帯決議も

社会保障と税の一体改革関連法案については、新聞・テレビ等で報道されているとおり、6月26日午前に衆議院一体改革特別委員会において採決され、民主・自民・公明3党などの賛成多数で可決されました。また、引き続き同日午後にかかれた衆議院本会議においても賛成多数で可決され、参議院に送付されました。

このうち、子ども・子育て関係については、子ども・子育て支援法案、認定こども園法改正案、これらの施行に伴う関係法律の整備法の3法案が可決され、政府提案の総合こども園法案は採決されませんでした。

すでに前号でご連絡いたしました民主党・自民党・公明党の3党合意に沿って修正されたこれらの3法案の内容については、①認定こども園法を改正し、幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監督を一本化した上で、学校と児童福祉施設としての法的な位置づけを持たせること、②新たな幼保連携型認定こども園については、既存の幼稚園・保育所からの移行は義務づけないこと、③新たな幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人とし、株式会社の参入を認めないこと、④認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の施設型給付を創設し、市町村の確認を得た施設・事業について財政支援を行なうこと、などとなっています。

また、衆議院特別委員会における3法案の採決に当たって、6項目の附帯決議が附されました。そのうち、幼児教育に関連する事項については、次のような項目が含まれており、政府は、その施行に当たって適切な措置を講じるべきものとされています。すなわち、①制度施行までの間、安心こども基金の継続・充実などのために必要な予算の確保に特段の配慮を行なうこと、②幼児教育・保育の無償化について検討を加え、その結果に基づいて

所要の施策を講じること、③新たな給付として創設される施設型給付を受けない幼稚園に対する私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の充実に努めること、④この施設型給付の設定に当たっては、認定こども園における認可外部分及び認可基準を満たした既存の認可外保育施設の給付について配慮すること、など極めて注目すべき内容となっています。

これらの事項はいずれも3党合意には盛り込まれていませんでしたが、今回の附帯決議により、今後とも引き続く厳しい財政状況の中でも、しっかりとした取り組みが政府によりなされるべきことを明確にするものであり、かねてから強力に主張してきた幼児教育の充実・向上を政府に強く求めるものとなりました。

全日私幼連では、これらの項目についても、香川会長を先頭に連日にわたって関係国会議員に対して、精力的に折衝を重ねてきました。その結果、上記の附帯決議に至ったものです。

今後、3法案が送付された参議院において、引き続き慎重かつ活発な審議が行なわれることとなりますが、その動向については、「情報特急便」等でお知らせいたします。

〔本号は2枚〕